

1. 中核市の保健所独立設置問題をめぐって

- ①近年、新たに中核市になる自治体が全国で増えている。政令市・中核市になれば、その保健所業務が都道府県管轄から当該市の独立管轄へ移行するが、当該市におけるその業務体制が不十分のままスタートすれば、住民の健康管理・生活衛生管理行政が後退することになる。大阪府内では、高槻市、豊中市、枚方市、東大阪市、八尾市が既に中核市になり、今後、寝屋川市、吹田市の移行が予定されている。
- ②中核市に移行する際に、公衆衛生を維持し、監視する要となる保健所業務が後退しない措置が必要である。移行当初は、大阪府からの人的支援があるものの、当該中核市がどういう態勢で保健所業務を担うのかは当該市に任されている。食品の監視指導においては、収去検査（食品検査の一種）に必要な検査備品類を市独自で備えるより、大阪府の旧公衆衛生研究所（大阪健康安全基盤研究所）に委託した方が財政的負担が軽くなることから、自前の検査体制をとらない中核市が増えている。しかし、それでは現場にノウハウは蓄積されず、大規模な事故対応や他市等と連携して事故の原因究明対応ができるのかが懸念される。改正食品衛生法では、広域的な食中毒事案への対応力強化を求めている。この対応力は、現場にそのノウハウが蓄積されていないと実際には効力を持たないと考えられる。（資料参照）
- ③保健所管轄自治体は年度ごとに「食品衛生監視指導計画案」を公表し、ほぼ2～3月にかけて住民から意見を募集することになっている。しかし、住民からの意見提出は、ほとんどの自治体で数件にとどまり、0件の自治体もある。一方、輸入食品は近年3000万トン以上に達し、なお増加している。輸入食品の検疫検査は厚生労働省の管轄だが、その検査をパスして国内に流通した輸入食品の保健所検査から違反品が毎年発見されている。輸入品に限らず、さまざまな付加価値をつけた食品が市場に氾濫しており、その監視体制の充実が必要である。また、大阪は、海外からの往来も増え続けており、食品衛生に止まらず、感染症対策等でもそのリスクが高まっている地域でもある。

2. 食品の表示に関する議論はまだ続く

- ①消費者庁は、遺伝子組換え食品の表示ルールの改正をめざしたが、事業者側の圧力に押されて、改正点は限られている。現在、内閣府消費者委員会食品表示部会で審議されているが、最大の争点は、「遺伝子組換えでない」という任意表示のルールをどう変えるかにある。遺伝子組換え食品は、その摂取が健康被害をもたらすのかどうかの論争が続いているため、「できるならば避けたい」との消費者心理が働いている。「遺伝子組換えでない」表示の要件を厳格化すべきとの一般的な要望事項とその実現可能性・担保手段をめぐってもうしばらく綱引きが続く。（資料参照）
- ②遺伝子組み換え技術だけではなく、ゲノム編集技術が農産物・食料の品種改良に応用されようとしている。その社会的管理ルールの議論は始まったばかりで、技術の進展に追いついていない。技術が商業化され、食品として流通する際には食品表示問題として顕在化することになるが、ゲノム編集技術による農作物・食品を遺伝子組み換え技術と同

等の技術とみなすか、自然交配でも起こりうる品種改良技術とみなすかで表示ルール、安全性審査が異なる。現在、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会の報告書（2018年12月）を受けて、同審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で議論されている。1月中にも報告書が取りまとめられ、2月に意見募集、3月には最終報告書となり、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生法上の取り扱いが明確化される。以降、遺伝子組み換え技術と同等の技術とみなされたゲノム編集技術による農作物・食品の安全性評価が食品安全委員会で行われると考えられる。（資料参照）

- ③今後、消費者庁は、食品添加物の表示のあり方を見直すのかどうかの検討に入る。また、消費者委員会食品表示部会は、食品表示のあり方を総合的にみなす議論を行っており、今夏にも報告書を取りまとめる予定。その内容によっては、食品表示のあり方が変わる可能性を持っている。

3. TPP11、日欧 EPA 協定の発効、日米 FTA 交渉の行方

- ①2017年度の輸入食品は、輸入件数243万件、3,375万トン。TPP11、日欧EPA協定の発効によって、輸入食料（食品）がさらに増加する。低いと言われ続けた輸入食品の検査率は、2012年度以降10%を割り込んでおり、2017年度は8.2%。輸入食品の検疫体制の強化が必要であるが、食品衛生監視員は419名（2017年度）。日米2国間交渉では、日本の輸入農産物・食品の関税撤廃・引き下げが要求されるとみられており、輸入食品のさらなる安全性監視強化が求められる。厚生労働省は、毎年、1～2月に次年度の輸入食品監視指導計画案の意見募集を行っている。日本の食料確保のあり方、農業のあり方が問われている。（資料参照）

4. 安倍政権による亡国の第一次産業破壊

- ①2017年にグローバル企業へ主要作物（穀物）の品種改良技術移転を図るため、種苗法の改正・種子法の廃止が強行された。種子法の復活を図るとともに、都道府県レベルで主要作物の種子を守る条例制定がすすめられている。これまでに条例を制定したのは、新潟県、兵庫県、埼玉県、富山県、山形県。北海道の条例素案では、種子法が対象としていた稲や麦、大豆の主要農作物の他に、小豆やインゲンマメ、エンドウマメ、ソバを対象にしている。このほか、長野県、宮崎県が条例制定に向けた動きを見せている。
- ②安倍政権は、TPP11や日欧EPA発効を前提にして、国内法の改正を進めてきた。農協法の改正、種子法の廃止、卸売市場法改正、漁業法改正、生乳の指定流通管理の緩和など。これらが、食料・食品の生産・流通にどのような影響を及ぼしていくのか、国内農業生産に与える影響がどのようなものかが、今後、焦点になってくる。現時点で言えることは、安倍政権の狙いは、ことごとく、企業の参入域を広げ、その利益確保に貢献することにある。これまでの食料・食品の生産・流通の公的管理を改定・無力化して、企業参入の道を作り、その市場を企業に明け渡すことにある。まさに亡国の政治である。自然を相手に、その条件・環境に適応して生産を行う第一次産業は、その地域に根ざして、小規模（家族）経営で行うことが必要条件である。国連が、2019年からの10年を「家族農業年」に指定したのは偶然ではない。